

市第10号議案

横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の
基準に関する条例及び横浜市特別養護老人ホームの設備
及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の
一部改正

横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関
する条例及び横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関
する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

平成28年5月20日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の
基準に関する条例及び横浜市特別養護老人ホームの設備
及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の
一部を改正する条例

（横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に
関する条例の一部改正）

第1条 横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基
準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第76号）の一部を次の
ように改正する。

第6条第2項中「定めるもの」の次に「その他市長が必要と認
めるもの」を加え、同条第4項中「専ら指定訪問介護」の次に「
（指定訪問介護事業者が第2項に規定する第1号訪問事業（市長
が必要と認めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて

受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第 1 号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定訪問介護及び当該第 1 号訪問事業)」を加え、同条第 6 項中「に規定する第 1 号訪問事業」の次に「（旧法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）」を加える。

（横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（平成 27 年 9 月横浜市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項の表以外の部分中「第 6 条第 2 項」の次に「、第 4 項」を、「定めるもの」の次に「その他市長が必要と認めるもの」を加え、同表第 6 条第 2 項の項中「定めるもの」の次に「その他市長が必要と認めるもの」を加え、同項の次に次のように加える。

<p>第 6 条第 4 項</p>	<p>専ら指定介護予防訪問介護</p>	<p>専ら指定介護予防訪問介護（指定介護予防訪問介護事業者が第 1 号訪問事業（市長が必要と認めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と当該第 1 号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防訪問</p>
-------------------	---------------------	--

		介護及び当該第 1 号訪問 事業)
--	--	----------------------

附則第 3 項の表第 6 条第 6 項の項中「が第 1 号訪問事業」の次に「（前条に規定する指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、平成28年10月 1 日から施行する。

提 案 理 由

本市において新たな第 1 号訪問事業を実施することに伴い、横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例及び横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の
基準に関する条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案）
（~~下段~~ 現 行）

（訪問介護員等の員数）

第 6 条 （第 1 項省略）

- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護事業者が法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）第 5 条による改正前の法（以下「旧法」という。）第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものその他市長が必要と認めるものに限る。）に係る法第 115 条の 45 の 3 第 1 項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第 1 号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定訪問介護及び当該第 1 号訪問事業の利用者。以下この条において同じ。）の数が 40 又はその端数を増すごとに 1 以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

（第 3 項省略）

- 4 第 2 項及び次項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平

成11年厚生省令第37号。以下「省令」という。)の規定により厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定訪問介護(指定訪問介護事業者が第2項に規定する第1号訪問事業(市長が必要と認めるものに限る。))に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第1号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護及び当該第1号訪問事業)に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成24年12月横浜市条例第77号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。)第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準等条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。

(第5項省略)

- 6 指定訪問介護事業者が第2項に規定する第1号訪問事業(旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第1号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみな

することができる。

横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する
条例等の一部を改正する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

附 則

（第1項及び第2項省略）

- 3 前項第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧指定介護予防サービス等基準条例第6条第2項~~、第4項~~及び第6項並びに第8条第2項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるもの~~その他市長が必要と認めるもの~~に限る。）に係る同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧指定介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条第2項	指定訪問介護事業者をいう。 以下同じ。）	指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（前条に規定する指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるもの その他市長が必要と認めるもの に
--------	-------------------------	--

		限る。以下同じ。)に係る指定事業者(法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。)
	(省 略)	
第6条第4項	<u>専ら指定介護予防訪問介護</u>	<u>専ら指定介護予防訪問介護(指定介護予防訪問介護事業者が第1号訪問事業(市長が必要と認めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と当該第1号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防訪問介護及び当該第1号訪問事業)</u>
第6条第6項	関する基準を	関する基準を、指定介護予防訪問介護事業者が第1号訪問事業(前条に規定する指定介護予防訪問介護に相当するものとし

		<p><u>て市町村が定めるものに限る。)</u>に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と当該第 1 号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第 1 号訪問事業の人員に関する基準を</p>
(省 略)		

(第 4 項から第 7 項まで省略)